

山梨県公報

第千六百五十七号

平成十八年

四月十三日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(二件).....	三〇九
道路の供用開始.....	三〇九
建築基準法に基づく道路位置指定.....	三二〇
介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退.....	三二〇
基本測量の終了.....	三二〇
基本測量の実施.....	三二〇

告示

山梨県告示第千二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年五月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二二号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四七九番の一七七地先から南都留郡山中湖村大字平野字切詰四三三五番の四地先まで	旧	八・三丁 一一・三	一九一・八
	新	九・五丁 一九・三	一九一・八

山梨県告示第千二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年五月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町大字下黒沢字向井三三二二番地先から北杜市須玉町大字若神子字鯨四三三九番の六地先まで	旧	六・二丁 二二・八	四八〇・〇
	新	八・一丁 三六・二	四八〇・〇
北杜市須玉町大字若神子字鯨四四四一番の一地先から北杜市須玉町大字若神子字鯨四四四七番地先まで	新	一〇・八丁 三九・二	一一〇・〇

山梨県告示第千二百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年五月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国	一四〇号	南アルプス市大字東南湖字下出	一一〇・〇	平成十八年

道	口割地富士川右岸堤防敷地先から南アルプス市大字東南湖字五本柳一―四番の一地主まで	四月十三日
---	--	-------

山梨県告示第二百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二一条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月十三日

- 一 道路の位置
都留市大野字熊井戸二三番四及び二五番八
 - 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
 - 三 道路の延長
三〇・六〇メートル
- 山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の辞退
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一一三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があった。

山梨県知事 山本 栄彦

平成十八年四月十三日

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	辞退年月日
医療法人甲斐会赤坂台病院	甲斐市竜王新町二一五〇番地	一九二七二〇一一七	介護療養型医療施設	平成十七年四月三十日
医療法人慈光会甲府城南病院	甲府市上町七五三番地一	一九一〇一一二九三五	介護療養型医療施設	平成十七年六月三十日

医療法人財団 交通会しもべ病院	南巨摩郡身延町下部一〇六三番地	一九一〇七一 一一六	介護療養型医療施設	平成十七年九月一日
医療法人社団 箭本外科整形 外科医院	甲府市北口三丁目一番一号	一九一〇二四 六七五	介護療養型医療施設	平成十七年九月三十日
財団法人山梨厚生会塩山市民病院	塩山市西広門田四三三番地一	一九一〇三一 三四九	介護療養型医療施設	平成十七年九月三十日
医療法人財団 加納岩加納岩 総合病院	山梨市上神内川一三〇九番地	一九一〇二〇 二七五	介護療養型医療施設	平成十七年十一月三十日
葑崎東ヶ丘病院 介護療養型医療施設	葑崎市穂坂町宮久保一二一六番地	一九一〇九一〇 二六一	介護療養型医療施設	平成十七年十一月三十日

● 基本測量の終了
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十八年三月二十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

山梨県知事 山本 栄彦

平成十八年四月十三日

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業期間 平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

● 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十八年三月二十八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

山梨県知事 山本 栄彦

平成十八年四月十三日

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
- 二 作業期間 平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで
- 三 作業地域 山梨県内全域

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番